

令和7年度越生町職員採用試験 追加募集 受験案内



《 募集職種・採用予定人員 》

一 般 事 務 4名程度

一般事務（学芸員） 1名

土 木 技 師 1名

《 一 次 試 験 》

令和7年12月14日（日）

越 生 町

1 募集職種、採用予定人員、職務内容

職 種	採用予定人員	主な職務内容
一 般 事 務	4名程度	一般行政事務に従事します。
一 般 事 務 (学芸員)	1名	一般行政事務に従事しますが、文化財保護に関する事務に従事することもあります。
土 木 技 師	1名	土木に関する専門知識を活かした事務に従事しますが、一般行政事務に従事することもあります。

2 受験資格

(1) 次のそれぞれの要件を満たしている方が受験できます。

ア 一般事務

- 平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方

イ 一般事務（学芸員）

- 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、大学（大学院）で、考古学、史学または文化財学等に関する過程を専攻、修了し、学芸員の資格を有する方

ウ 土木技師

- 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかに該当する方
 - ① 高等学校以上の学校において土木に関する専門課程を専攻して卒業した方（卒業見込みの方を含む。）
 - ② 1・2級土木施工管理技士の資格を有する方
 - ③ 測量士又は測量士補の資格を有する方

(2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

ア 日本国籍を有しない方

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 越生町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験の方法

(1) 一次試験

ア 一般事務、一般事務（学芸員）

① 教養試験（120分）

高等学校卒業程度で、公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式の筆記試験を行います。

② 職場適応性検査（20分）

職務遂行上必要な適応性について検査します。

③ 作文試験（90分）

主として公務員として必要な作文能力の試験を行います。

イ 土木技師

① 教養試験（120分）

高等学校卒業程度で、公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式の筆記試験を行います。

② 職場適応性検査（20分）

職務遂行上必要な適応性について検査します。

③ 専門試験（90分）

高等学校卒業程度で、土木についての専門的知識について択一式の筆記試験を行います。

(2) 二次試験

一次試験合格者に対し、口述試験（個別面接）を行います。

4 試験の日時、会場、合否通知

(1) 一次試験

ア 日 時 令和7年12月14日(日)
午前8時30分 受付開始
午前9時15分 説明
午前9時30分 試験開始
午後2時45分 終了予定

イ 場 所 越生町役場
埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2
(東武越生線又はJR八高線越生駅下車、徒歩8分)
電話 049-292-3121

ウ 合否通知 令和7年12月下旬予定
※受験者全員に合否を通知します。なお、合格者には、二次試験で使用する面接カードを提出していただきます。

(2) 二次試験(一次試験合格者)

ア 期 日 令和8年1月13日(火) 予定
イ 場 所 越生町役場
ウ 合格通知 令和8年1月下旬、文書で合否を通知します。

5 採用の方法

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、令和8年4月1日に採用となります。
- (2) 次の事項に該当するときは、採用候補者名簿から削除されます。
 - ① 提出書類に虚偽があった場合、その他不正な手段を用いて受験したとき
 - ② 卒業見込者が卒業できなかったとき

- ③ 資格取得見込者が資格を取得することができなかったとき
- ④ 心身の故障その他の理由により、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになったとき
- ⑤ 採用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行ったとき

6 採用されてから

(1) 給与

- ア 令和7年4月1日現在における初任給は、職員の給与に関する条例に基づき、
大卒 225,600 円、短大卒 210,600 円、高校卒 194,500 円 です。
- イ 一定の経歴がある場合は、上記アの金額に所定の額が加算されます。
- ウ このほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれ手当の支給条件に応じて支給されます。
- エ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間、休暇

- ア 勤務時間は、原則として、平日午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分で、毎週土・日曜日及び祝日は休みとなります。（配属先により月1回程度の勤務がある場合があります。その場合、平日に振り替えて休むことができます。）
- イ 年次有給休暇は、暦年（1月1日～12月31日）で20日間です。
※ 採用時は、15日間となり、令和8年1月1日から新たに20日間付与されます。その他、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚、忌引、出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

7 受験手続及び受付期間等

ア 令和7年11月1日（土）から11月24日（月・祝）までに
右のQRコードから読み取りまたは越生町ホームページ「町職員
募集案内【令和7年度追加募集】」申込方法のリンクから、申込
専用フォーム（インターネット）で必要事項を入力し、お申込み
ください。



▲申込専用フォーム

※ 電子申請が困難な場合に限り、郵送での申請を受け付けます。詳しくは問い
合わせください。

イ 申込み後、受付確認メールを送信します。また、受験票は、11月28日（金）
までに、申込みされたメールアドレスに送付しますので、迷惑メール設定を解除す
るなど、越生町からのメールが受信できるようにしておいてください。

なお、11月28日を過ぎても受験票が届かない場合は、ご連絡ください。

ウ 試験当日は、受験票に必ず写真（6ヵ月以内に撮影した上半身脱帽正面向の縦4
cm×横3cm）を貼って持参してください。試験当日、写真を貼っていない方は受験
できません。

採用試験に関するお問い合わせ

〒350-0494

埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2

越生町役場 総務課 庶務担当

電 話 049-292-3121